

災害見舞金について

組合員又は被扶養者の住居又は家財が、水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき、損害の程度に応じて、次表の各号により災害見舞金が支給されます。

なお、住居及び家財のそれぞれについて別に適用し、それぞれの月数を合算しますが、合計して3月分を超えることはできません。

損 害 の 程 度	災害見舞金
(1) 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき (2) 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の3月分
(1) 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき (2) 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき (3) 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき (4) 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の2月分
(1) 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき (2) 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき (3) 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき (4) 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の1月分
(1) 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき (2) 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の0.5月分

また、浸水により平屋建ての家屋が損害を受けたとき、前表による認定が困難であるときは、住居及び家財を区分せず、次により取り扱います。

浸 水 の 程 度	災害見舞金
床上120センチメートル以上	標準報酬月額の1月分
床上30センチメートル以上	標準報酬月額の0.5月分

※ 「住居」とは、現に組合員又は被扶養者が生活の本拠として居住している建造物をいい、自宅、公舎、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。

「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいます。

(1) 請求書類

ア 災害見舞金請求書

イ 市町村長、消防署長又は警察署長の発行する「り災証明書」(請求書証明欄による記載証明印があれば省略可)

ウ 被災状況報告書(住居・家財) ※様式は「災害見舞金請求書」後段にあり

エ その他現場写真等

※ 家財の損害については、被災状況報告書に詳しく記入してください。

また、災害状況によっては、現地調査を行う場合があります。